

犬は靴を長

●神性探偵・佐伯神一郎

Masaki Yamada
山田正紀

N. D. C. 913 322p 18cm

ながくつ
長靴をはいた犬 いぬ
神性探偵・佐伯神一郎 しんせいたんてい さえきしんいちろう

一九九八年九月五日 第一刷発行

KODANSHA NOVELS

定価はカバーに
表示してあります

やまだ まさき
著者—山田正紀

© MASAKI YAMADA 1998 Printed in Japan

発行者—野間佐和子

発行所—株式会社講談社



東京都文京区音羽二一二二
郵便番号一一二八〇〇

編集部〇二五二九五・二五〇六
販売部〇二五二九五・二六二六
製作部〇二五二九五・二六一五

印刷所—廣濟堂印刷株式会社 製本所—有限会社中澤製本所

落丁本・乱丁本は小社書籍製作部あてにお送りください。送料小社負担にてお取替え致します。
なお、この本についてのお問い合わせは文芸図書第三出版部あてにお願い致します。
本書の無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。

ISBN4-06-182039-7 (文三)

¥780+税

長靴をはいた犬
神性探偵・佐伯神一郎

田正紀

ODANSHA NOVELS

講談社
ヘルス

ブックデザイン 熊谷博人
カバーデザイン 辰巳四郎

目次

プロローグ	7
東京地裁一〇四号法廷	11
劬疝犬神	49
自殺するイヌ	78
最初の結末	120
第二の結末	173
最後の結末	273
エピローグ	312
後書き	320

プロローグ

*

痛みはほとんど感じない。が、一瞬、頭のなか
空白になるのを覚えた。全身が石のようにこわば
た。泣かなかった。少女は物心ついてから泣いたこ
とがない。いつも、ひかえめで、おとなしく、それ
でいて芯に勁いものをひめた子供だった。だから、
このときにも泣かなかった。

最初に頭をかすめたのは、トウフが崩れなかつた

ろうか、ということだった。母親に言いつけられて
おつかいで買ってきたトウフだ、今夜は湯豆腐にし
よう、と言っていたのに、そのトウフが崩れてしま
ったのでは困る、いまから買いなおそうにももう豆
腐屋さんは閉まっているし、第一、その金がない、
だからトウフが崩れてしまったのではほんとうに困
ってしまうのだ。

ほんとうに困ってしまう、と思いながら、しつ
かり者の少女が、買い物籠のトウフを確かめようと
もしなかつたのは、それだけやはりショックが大き
かったからだろう。

あたりを見まわした。夕暮れの、たそがれた境内
に風が吹いていた。雑木林ぞうきばやしの木々がさびしく木擦れこず
の音を鳴らしていた。助けを呼ぼうにも人がいな
い。いや、人がいたところで助けを求めることはし
なかつたろう。少女は誇りが高く、自立心にとんで
いる。イヌに噛まれたぐらいで大人の助けを求めた
りはしない。

少女があたりを見まわしたのは、境内に人がいないのを確認するためだった。人がいないのを確かめて買い物籠を踏み石のうえに置いた。そして、スカートをたくしあげると太股を調べた。太股には歯のあとが残っていた。だが、これは……

「……………」
少女は目を瞬^{しばた}かせた。

これはイヌの歯形ではない。少女は子イヌを飼っていて、イヌの歯形がどんなふうであるか知っていた。太股に残されているのはイヌの歯形と似て非なるものだった。でも、そんなはずはない。イヌに噛まれたのに、なにか違うものの歯形が残されているなんて、どうしてそんなバカなことがあるだろう。

少女はスカートをたくしあげ、片足をまえに突きだし、自分の太股をジッと見つめていた。

その太股に血が一筋、二筋、したたった。その血が腿^{うぶげ}の産毛にからまってポツンと赤い球になる。白い肌に赤い血の球が鮮烈に映えて目にあざやかに残

った。べつだん驚いたり慌^{あわ}てたりはしない。保健の授業で習ってこれが初潮だという知識はあった。驚きも慌てもしなかったが、なにか体の底がうずくような恍惚とした思いに誘われた。

少女はイヌを見て聞いた。「どうして、わたしを噛んだの」

イヌは答えようとはしない。野良犬だろうか。このあたりでは見かけたことのないイヌだ。中型の、耳のとがった和犬で、薄い茶色、というより、ほとんど黄色と呼んだほうがいいその体が、夕暮れの残照のなかでボウと山吹色にきらめいていた。夕日をあびて光っているというより、なにかイヌの体そのものが発光しているように見えた。

「おまえは」と少女はまた聞いた。「誰なの」

イヌはやはり答えようとしなない。尻尾を振った。

そして、上唇をあげて真っ白な歯をあらわすと、鼻に小じわを寄せて、嬉しそうに笑った。

＊

《少女、犬に噛まれる》

江東区^{しとうせん}劬^{しとうせん}疝×丁目で十日夕方、十二歳の少女が路上において、左大腿部を犬に噛まれて全治二週間の怪我を負った。少女が悲鳴をあげたのに驚いて、この犬は逃走したという。野犬、または飼いが逃げたものと思われ、当地区の保健所ではこの犬の捕獲に全力をつくしているが、いまだに発見されていない。なお狂犬病の恐れはないという。

当地区の神社には、安産の守り神として犬神が祀^{まつ}られていて、「このところ、地域の活動がふるわず神社の世話がないがしろにされているために、罰が当たったのではないか」などと話す地域のお年寄りもいて、ちょっとした町の論議を呼ん

でいる。

＊

「A新聞の記事より」

【犬神祠縁起】

当社は一般に犬神森と呼ばれていて、祭神は三^{みつ}峰^{みね}神社（埼玉県大滝村）のご神体であります。創建は明らかではありませんが、一説には享^{きやう}禄^{ろく}年間（一五二八～一五三二）とも伝えられ、延^{えん}宝^{ほう}あるいは天和^{てんわ}の地図にも犬神として残されています。関西の犬神は「憑^よきもの」であり、人に憑いて災いをなすとされていますが、関東地方では、犬神は安産、子育て、災難避け、商売繁盛の神として知られ、ひろく善男善女の信仰を集めています。境内に犬神森の碑があつて、次の銘文が刻まれて

います。

劬痴遺蹟犬神森ハ、往昔、江戸ニ向ケテ塩ヲ運搬スル街道ニ当リ、森中ニ犬宮ヲ鎮祭セル処ナリ、道中安全、家内安全、商売繁盛ヲ願フ塩商人等ガ、イツシカ塩ヲ献上スルノガ習シトナルヲ以テ其ノ基因トスル処ナリ、現今ノ石祠ハ宝暦十二年ニ再建シテ、以テ今日ニ及ブ、其ノ由来ヲ刻シテ以テ後世考証ノ資トナス。

昭和十三年吉日

亀戸天神社の神楽殿裏にも、犬神の御神体を祀った祠がありますが、これが当犬神祠と関わりがあるのかどうかは、詳らかにつまひなっておりません。

*

《江東区催し物案内》

江東区立・劬痴小学校の敷地内に新たに「区民植物教室」が開設されることになりました。植物の名前、育て方、遊び方、その他いろいろな相談をお受けします。相談は、火曜日から金曜日の午前九時から午後四時三十分までにご利用します。来園、電話どちらでも結構です。

また「果樹の年間管理」講師・元東京都農業試験所長 芦村高雄先生、「盆栽の年間管理」講師・日本盆栽協会理事 滝田真次先生による区民園芸講座も予定しています。どなたでもご自由に参加できます。時間までに教室におこしく下さい。

江東区緑化推進課

区民植物教室

東京地裁一〇四号法廷

1

七月十二日（水曜）午後一時十分——
東京地裁刑事第二部（青木久裁判長）は、織田修三（二十二）に対する殺人等被告事件の第四回公判を開いた。

審理された一〇四号法廷は、九十六の傍聴席を数え、東京地裁でもっとも大きい。それでも司法記者クラブ席、および被害者の家族などの席を除くと、一般傍聴席は五十にも満たない。それに比して傍聴希望者千五百人、じつに三十倍もの倍率であった。織田修三の裁判が、これほど注目されることにな

ったのは、若い女性を理由なしに襲った通り魔殺人という事件の異常性もさることながら、公判が回を重ねるにつれ、だれも予想していなかった方向に審議が進んでいったからである。

被害者の斉藤恵子（二十二）は、昨年十〇月三日、推定午後十一時ごろ、東京江東区劬疵×丁目二十一番地、自宅近くの通称「狢犬通り」において、鋭利な刃物で胸部を刺され失血死にいたった。

被害者が勤務する会社（不動産業）は劬疵にあり、当日、残業で遅くなって、東武亀戸線「劬疵大神駅」でおり、帰宅途上、この奇禍にみまわれたものである。

財布が残されていたこと、下着が剥がされていたこと（暴行の痕跡はなかった）、また被害者の身辺に痴情怨恨などの動機が見いだせなかったこと、さらに（これはマスコミにも伏せられていたが）右上腕左に歯牙痕が残されていたことなどから、捜査本部（警視庁・捜査一課四係、および所轄署刑事課）

ではこれをいわゆる通り魔の犯行と推定し、慎重に捜査を進めていった。

その結果、劬疝×丁目十二番地で、家業の塗装業を手伝う織田修三が捜査線上に浮上してきた。

織田は、当夜、殺人現場近くの酒屋まで、自動販売機の缶ビールを立ち飲みしている姿を目撃されている。捜査本部が織田を有力容疑者と見なすことになったのは、このとき織田のシャツ右袖部に血痕が付着していたという証言を得られたからだった。

さらに、現場には明らかに犯人のものと目されるゴム長靴の痕（右足）が残されていたのだが、織田は塗装業という職業がら、長靴を履^はいていることが多い。現に、缶ビールを立ち飲みしていたときにも長靴を履^はいていた、と目撃者は証言しているのである。

周辺の地どり、聞き込み調査をかさねたのち、同年十月十五日、捜査本部は織田修三に任意同行を求め、同所轄署で、大田係官（階級、警部補）^{おた}が取り

調べに当たった。

そして、翌・午後五時、織田修三が斉藤恵子殺害の事実を認めたため、裁判所に逮捕状、および織田自宅の搜索差押許可状を請求した。

同夜、がき班が織田自宅を搜索したが、右ゴム長靴、凶器などの発見にはいたらず、さらに本人を追求めたところ、そのいずれも自宅近くの下水道に捨てたという供述を得られた。

織田の供述によれば、劬疝×丁目には下水の暗渠^{あんきよ}が流れていて、その蓋・鉄格子の隙間から凶器とゴム長靴を落とし込んで捨てたということだった。

その翌日、暗渠内が搜索されたが、暗渠には照明の設備がなく、また前々日の降雨のために水量も増して、搜索は困難をきわめた。二日間がむなしく過ぎ、ついには川を浚^{さら}う専門の業者に依頼して、さらに搜索を徹底させたが、とうとうゴム長靴も凶器も発見されるにいたらなかった。

暗渠は荒川に通じていて、おりからの増水もあ

り、川に流されてしまったものと思われたが、何と
いっても物証、とりわけ凶器が発見されないのはま
ずい。

じつは捜査本部はそれまで凶器を特定できずにい
た。

被害者は左鎖骨上部に四センチ×一・三センチ、
深さ七センチの刺創があった。ちなみに傷口から刃
こぼれなどは発見されていない。――包丁ではな
い。ナイフ様のものと推定された。上方、下方の創
角から、極端に三日月形をしたものであることはわ
かったが、刺されたときに被害者が動いたために、
どちらが峯でどちらが刃かさえもわからない。

そもそも極端に三日月形をしたナイフとはどんな
ものなのか？ 織田の供述があいまいなために、捜
査本部としては凶器を特定できずにいた。

この時点で、捜査本部が得ることのできた証拠と
いえば、被害者の右上腕左に残されていた歯牙痕と
織田の歯形がほぼ一致すること、それに現場には犯

人のものとおぼしい左足の足跡が残されていたのだ
が（被害者ともみあっているときにゴム長靴が脱げ
たものと思われる）、警察犬による臭気選別の結果、
織田がクロとされたことであつた。

事件当夜、織田が着ていたシャツには、たしかに
O分泌型の血液が付着していて、これは被害者の血
液型に一致するのだが、皮肉なことに織田の血液型
もやはりO分泌型なのである。――これでは法廷に
証拠申請したところで弁護人がそれに同意すること
はまずありえない。当夜、織田が鼻血でも出して、
それがシャツに付着したといわれれば、それに反論
することはむずかしい。

いうまでもないことだが、織田を検察に送致した
あと、捜査員たちは凶器の発見に全力を注いだ。
が、その努力のかいもなく、ついに凶器を発見する
のはおろか、それが何であるのかを特定することさ
えできなかったのだつた。

検察官としては、十日間の勾留期間延長のあいだ

に、織田を起訴しなければならない。凶器が発見されないまでも、せめてそれを特定するぐらいはできないでは、検察官調書を作成することも、起訴状案を練ることもむずかしい。そもそも凶器が特定されないまままで公判を維持することができかどうか疑問といわねばならない。

こうした状況では、検察官が織田を起訴したこと自体、はなはだ異例なことに思われるかもしれない。

だが、東京地検としては、織田の精神状態を考慮し、検討を重ねたのち、起訴に踏み切ることを決定したのである。

事件当時、織田の精神状態はかなり不安定だったらしい。それも誰の目から見てもはつきりと異常とわかる状態だった。

取り調べにおいて、織田の供述は終始あいまいで、少なからず矛盾をはらんでいたにもかかわらず、ついに係官がその矛盾を追求しきれなかったの

もそのためである。

事実、織田には、思春期のころ、鬱症の精神病歴があり、検察官としては、事件当時の精神障害の有無を確認する必要があったのだ。

織田は東京地検において簡易精神鑑定を受けた。

鑑定医には、東京S医大・犯罪精神医学研究室の望月幹夫もちづきみさお助教授が選ばれた。――望月助教授は、問診とロールシャハ・テストを行ったのち、「ただちにわかる異常はない」と検察庁に報告した。

つまり検察官としては、織田はみずからの凶器を特定できない程度には精神が不安定ではあるが、その異常は刑事責任能力を問えないほどではない、という（ある意味ではじつに都合のいい）鑑定結果を得ることができたわけである。

こうして織田修三は起訴されることになったのだが、弁護人・田島秀夫たじまひでお（五十二）は、こうした場合のいわば常套手段じょうそうしゅんともいえるべき、被告の刑事責任能力の有無という論点から裁判を争うのを避けた。

誰もが予想もしていなかったことに、弁護人は被告の完全無罪を主張したのだった。

2

この日――

織田修三に対する殺人等被告事件の第四回公判。

その傍聴席の二列め、司法記者クラブ席の中央に、異彩を放つ人物がすわっていた。

異彩を放つ、というのは、おしなべて地味な服装の多い記者席にあつて、その人物だけは長髪をポニーテイルにまとめ、左の耳に銀のピアスを填めて、仕立てのいいスリムな背広を着るという、じつに派手な格好をしていたからである。

若く見えるが、三十はとうに越しているだろう。痩せて、小柄で、しなやかな体つきをしている。

――知的で、まずは整っているといつていい顔だちをしているのだが、その目にどこかメフィストめい

た皮肉な光が宿っていて、それがハンサムという印象をさまたげている。

これが織田修三を簡易鑑定した東京S医大の望月幹夫助教授であつた。

望月は、近年、西欧にも例を見ない、独特の「憑き物理論」なる学説を発表し、一躍、斯界から注目されることになった。

学問的業績のユニークさもさることながら、その野心満々の生き方も相俟つて、異能の精神科医と呼ばれることが多い。

野心的ということでは、近年、検察庁の精神鑑定に、東京S医大・精神科医が選ばれることが多いのがその好例だろう。

望月が登場するまでは、東京地検が被疑者の簡易鑑定を依頼する鑑定医は、もっぱらK大医学部の『精神・神経科教室』にかぎられていた。

K大精神科は、戦前、ドイツに誕生した「犯罪生物学」の流れをくんでいて、どちらかというと人権